

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（1万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を1万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月1日から34年8月1日まで

私は、昭和33年4月1日に正社員としてA事業所（現在は、B事業所）C工場に採用となり、入社後1年間は研修期間であった。この期間は残業が無く、給与は一定であったにもかかわらず、同年10月1日において標準報酬月額が1万6,000円から1万4,000円に下がっている。申立期間において、給与支給額及び厚生年金保険料の控除額が減額されるようなことは無かったので、納得がいかない。

調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録について訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所が保管する人事発令の資料において、A事業所C工場に昭和33年4月1日付けで申立人を含む大学を卒業した者23人が採用されたことが確認できるところ、A事業所C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該23人のうち、同年10月1日における標準報酬月額の定時決定時に標準報酬月額が資格取得時の標準報酬月額より下がっているのは申立人以外に確認できない。

また、前述の人事発令の資料において、申立人を含む新入社員23人全員が「1年間業務見習」となっていることが確認できるとともに、申立人及び複数の同僚が、「A事業所C工場では、大卒社員については入社後1年間の

研修期間があり、大卒の同期生23人全員が寮で生活し、残業も無かったことから、研修期間中の毎月の給与は、入社時と変わらず一定していた。」と供述していることから判断すると、申立人がほかの同僚とは異なった勤務実態等であったことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、A事業所が締結した昭和33年9月時点の労働協約第62条によれば、「7級以上の社員は月給者とする。」旨規定されており、B事業所が保管する人事発令の資料において、申立人を含む昭和33年4月1日付け採用の23人の入社当初の資格は、全員7級となっていることが確認できるところ、申立人は、「当時の大卒社員は入社時から月給制で、月給者は傷病等の理由で欠勤をしても給与が減額されることは無く、私自身、研修期間中に休むことは無かった。」と供述している上、複数の同僚も、「入社当初から大卒社員の給与は月給制で、傷病等の理由で減給されることは無かった。研修期間中に申立人が休んだことも無かった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における資格取得時（昭和33年4月1日）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、関連資料が保管されておらず不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の提出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

徳島厚生年金 事案560

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年3月12日から同年9月10日まで
② 昭和35年9月10日から36年7月29日まで
③ 昭和36年8月1日から37年5月7日まで
④ 昭和37年5月14日から同年6月1日まで
⑤ 昭和37年8月2日から同年10月1日まで
⑥ 昭和40年8月16日から41年7月26日まで
⑦ 昭和42年1月15日から同年4月10日まで
⑧ 昭和42年8月21日から43年4月4日まで
⑨ 昭和43年6月15日から同年10月15日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者期間を確認したところ、申立期間①から⑨までの期間について、昭和45年2月20日に脱退手当金が支給済みであることを知った。

私は、脱退手当金の支給申請を行っておらず、受給もしていない。

すべての申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人は、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された昭和45年2月20日時点において国民年金の被保険者となることが確認できるとともに、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失後の43年10月から次の事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得する直前の47年11月までの期間について、国民年金保険料をすべて納付していることを踏まえると、申立人が、脱退手当

金を請求する意思を有していたとは考え難い。

また、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約1年4か月後の昭和45年2月20日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求を行ったとは考え難い上、申立期間に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書の「被保険者期間」欄の記載と申立人のオンライン記録における申立期間の月数が相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA事業所(現在は、B事業所) C支店における資格取得日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA事業所C支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和46年2月28日から同年3月1日まで

昭和29年3月にD事業所(A事業所に名称変更した後、現在は、B事業所)に入社し、途中、出向や転勤はあったが、平成11年に退職するまでの期間において継続して勤務した。

両申立期間についても、継続して勤務したのは間違いないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、B事業所が保管する従業員カードによると、申立人が、昭和29年3月1日から平成11年6月29日までの期間において、常勤社員として継続してB事業所に在籍していたことが確認できる。

また、申立人が出向先であったとするE事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、E事業所に係る厚生年金保険の被保険者

期間が確認できる二人は、その前後の期間について、商業登記簿謄本から後にB事業所に合併していることが確認できるF業務関係事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、B事業所の事務担当者は、「申立人が昭和38年4月ころE事業所からD事業所に戻っているのであれば、D事業所で厚生年金保険被保険者の資格の取得手続を行うべきであったと思われる。」と供述している。

これらの事実から判断すると、申立人がB事業所に継続して在籍し(昭和38年4月1日にD事業所の関連事業所と推認されるE事業所からD事業所に異動)、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA事業所C支店に係る昭和38年5月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

2 申立期間②については、B事業所からの回答及び同社が保管する従業員カードから判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し(昭和46年3月1日にA事業所C支店から同社本店に異動)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA事業所C支店に係る昭和46年1月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を昭和46年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

徳島国民年金 事案560

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から同年7月まで

「ねんきん定期便」を確認してみると、国民年金保険料を納付していたと思っていた申立期間の納付記録が未納となっている。毎月納めていたので、申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は平成14年4月に国民年金の加入手続をしたとしているところ、オンライン記録において、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の処理が同年4月24日に行われたことが確認できる。

しかしながら、A市区町村が保管する申立人に係る平成14年市区町村民税県民税国民健康保険税申告書兼調査台帳によると、申立人が、同年中に国民年金保険料を納付した記録は確認できない。

また、申立期間は、基礎年金番号導入後の期間であり、平成14年4月からは、保険料の収納業務が市町村を経由せず、国に一元化されたことに伴い、収納事務の機械化が一層促進されていることから、人為的な誤りによる記録漏れ等が発生する可能性は低くなっている上、申立人は保険料を毎月納付したと主張しており、申立期間は4か月であることから4回の収納事務が必要であるところ、同一人に対して連続して4回にわたり収納事務の誤りが発生したとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め

ることはできない。

徳島国民年金 事案561

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月から54年3月まで

「ねんきん特別便」で、昭和49年2月から54年3月までの国民年金保険料の納付記録について、納付済みとの回答をしたところ、確認ができなかったとの通知を受け取った。この期間については、母が加入手続を行い、保険料も納付してくれていたはずなので、国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年1月以降にA市区町村において払い出されていることが申立人に係る被保険者台帳管理簿及び検認記録から推認でき、この払出し時点において、申立期間のうち49年2月から52年9月までの期間については、時効により国民年金保険料を納付することができず、申立期間の国民年金保険料を納付するには、特例納付及び過年度納付による納付が必要となるところ、申立人は、「納付に関しては、母がしていたことなので詳細はわからない。誰かが集金に来ていたように思う。」と主張しており、その主張に特例納付及び過年度納付をうかがわせる事情は見当たらない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金への加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親も既に死亡していることから、国民年金への加入状況、保険料納付状況等は不明である。

さらに、申立人の母親が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案562（事案64、事案304の再々申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月から30年3月まで

私は、申立期間について、A事業所B事務所(同社B事務所C課)に勤務していたが、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立事業所に勤務していたのは事実であるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

今回、前々回及び前回の調査において供述を得ることができておらず、申立事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない、A事業所B事務所C課の同僚(D氏及びE氏)から供述を得られたので、再度申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間を含む昭和27年4月から31年3月までの期間に係る前々回の申立てについては、申立人からの提出資料等から判断すると、申立人がA事業所B事務所に勤務していたことは推認できるものの、i)申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の氏名等はないこと、ii)申立人が記憶している同僚及び申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に登載されている被保険者のうち連絡先を把握することができた複数の同僚から事情を聴取しても、申立人の給与から事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを示す具体的な供述を得ることができないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは認めることができないとして、既に当委員会の決定に基づき平成20年7月29日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間に係る申立てについては、i)申立人が、新たな同僚として名前を挙げた者から、申立人が申立期間について申立事業所に勤務していた旨の供述は得られたものの、申立人の給与から事業主により厚生年

金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られないこと、ii) 申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人から提出されたA事業所B事務所C課の集合写真に写っている16人のうち、申立人の紹介により申立事業所に勤務したとする二人の同僚には被保険者記録が確認できないことから判断すると、申立事業所では、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年12月8日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「前々回及び前回の調査において供述を得ることができておらず、申立事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない、A事業所B事務所C課の同僚(D氏及びE氏)から供述を得られた。」として、再度申立てを行っているところ、当該同僚二人から申立人の給与から事業主により厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

また、申立人、D氏及びE氏は、普通科卒業後に申立事業所に入社し、補助的な業務に従事していたとしているところ、当時、A事業所B事務所F課に勤務していたとする同僚が、普通科卒業後に地元で採用されたと記憶している4人のうち、申立事業所で事務等の補助的な業務に従事していたとされる3人は、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、前述のD氏及びE氏以外の同僚からも再度聴取した結果、複数の同僚は、「A事業所B事務所には、『正社員』、『臨時員』、『雇員』が勤務しており、『正社員』及び『臨時員』については健康保険及び厚生年金保険に加入していた。」と供述しているところ、i) 申立人は、「私の上司であるG氏の業務補助を行っており、トレースした原図にはG氏が作成者印を押していた。」と主張している一方、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、申立人と同質性の高い業務に従事していたとする専門科(H科)出身の同僚は、「臨時員」として勤務し、自身がトレースした原図には自ら作成者印を押していたと供述していること、ii) 申立人は、申立事業所において雇用保険に加入していたと記憶していることを理由に自身が「臨時員」であった可能性を主張している一方、複数の同僚は「『雇員』についても雇用保険には加入していたと思う。」と供述している上、前述のD氏及びE氏は、申立事業所を退職した後に自身が失業給付を受給した記憶があるなど、申立事業所において雇用保険に加入していた可能性を示唆していること、iii) 当時、A事業所B事務所I課に勤務していたとする同僚は、「申立人は、名士の紹介で入社しているため、基本的には『臨時員』として採用されているように思うが、名士の紹介で入社している者の中には『雇員』として採用された者もいるかもしれない。」と供述していることなどから判断すると、「臨時員」と「雇員」の具体的な違いについて確認することはできないも

のの、申立事業所では、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案563

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年1月4日から20年9月12日まで

社会保険事務所(当時)において厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A事業所B工場で勤務した申立期間に係る脱退手当金が支給済みとなっていることを知った。

脱退手当金の請求を行ったことも無いし、受け取った記憶も無い。

調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約7か月後の昭和21年4月11日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、年金事務所保管のA事業所B工場に係る資料において、昭和18年10月1日から19年6月1日までの期間に同工場において厚生年金手帳記号番号が払い出された男性被保険者395人が確認でき、厚生年金保険被保険者台帳において、このうちの申立人を含む37人に脱退手当金の支給記録が確認でき、うち申立人を含む32人が同時期に資格喪失し、21年4月4日から17日までの短期間において、順次、脱退手当金が支給決定されていることなど、事業主が脱退手当金について代理請求を行っていた可能性がうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月2日から48年8月8日まで
申立期間については、A事業所で正社員として勤務し、商品の販売に係るB関係業務等に従事していた。
申立期間当時の事業主等の名前も記憶しており、申立事業所で勤務していたことは間違いのないため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された手帳の記載内容から判断すると、申立人が申立期間において、A事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A事業所について、申立人から提出された手帳に記載されている事業所の所在地等を参考に、事業所名簿及びオンライン記録を確認したが、申立事業所及び類似名称の事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していたことは確認できない上、申立事業所に係る登記簿謄本も確認することができない。

また、申立人が記憶する事業主等3人の氏名について、オンライン記録からA事業所という名称の事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、申立人が記憶する前述の事業主等3人の所在を確認することができず、申立内容を確認できる関連資料及び供述は得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年1月1日から31年12月1日まで

A事業所には、B業務担当者として昭和30年1月から勤務していたと記憶している。年金事務所の記録では31年12月に厚生年金保険被保険者の資格を取得したこととなっているが、勤務を開始してから2年間も厚生年金保険に加入していなかったということに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所は、「申立期間当時の人事記録等の関連資料を保管しておらず、厚生年金保険料の控除及び納付の状況は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等を確認できる関連資料等は得られない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚等（申立人が記憶する同僚を含む。）へ照会を行ったが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間を含む昭和29年8月1日から31年12月1日までの期間において、厚生年金保険被保険者の資格を取得している者の中に、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、関連資

料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。